

かつら川

No.182



▲村の鳥「白鳥」
(山中湖村提供)

山中湖村 ▲ダイヤモンド富士 (山中湖村提供)

主な目次

大月法人会第11回定時総会	2
大月税務署管内関係民間団体長会	3
山梨県法人会連合会第10回定時総会	3
支部活動報告・青年部会活動報告	6
女性部会活動報告	9
令和5年度税制改正に関する提言(山梨県連)	14
大月税務署人事異動のお知らせ	16
大月税務署からのお知らせ	18
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	20
健康情報(免疫力の高め方)	21
第52回神社めぐり(天神社・石割神社)	22



▲村の花「サンショウバラ」
(山中湖村提供)



▲村の木「イチイ」

消費税期限内納付
法人会一声運動



大月法人会 第十一回定時総会 特別講演会

令和四年五月二十日(金)、ハイラン
ドリゾートホテル&スパに於いて開
催。定時総会開会前に、BRICS
経済研究所代表で経済評論家の門倉
貴史氏による「知らないで損する！
これからの日本経済」と題する特別
講演会を開催し、会員・一般含め
百七十六名が聴講されました。

定時総会では、令和三年度決算報
告の承認を始め、予定されていた議
案すべてが原案通り承認可決されま
した。
なお、飲食を伴う懇親会は、新型
コロナウイルスの感染防止の観点か
ら中止とさせていただきます。

来賓名

大月税務署長 林 英一様
東京地方税理士会 渡邊 儀春様
大月支部長 山梨県法人会連合会
会長 高野孫左門様
大月税務署法人課税第一部門
統括国税調査官 山口 雄一様
大月税務署法人課税第一部門
審理上席国税調査官 木村 宏様
山梨県法人会連合会
専務理事 酒井 信様
大同生命保険株式会社多摩支社
甲府営業部長 民部 泰輔様
AIG損害保険株式会社
山梨支店長 大西 正人様
アフラック生命保険株式会社
山梨支社長 川島 俊彦様

表彰

一、会員増強表彰
銀賞 都留支部
二、保障制度元請会社優績社員表彰
アメリカンファミリー生命保険会社
河内 良美様
白井恵美子様



大月法人会 細田幸次会長 挨拶



山梨県連 高野孫左門会長 ご祝辞



税理士会 渡邊儀春大月支部長 ご祝辞



大月税務署 林 英一署長 ご祝辞



特別講演会 門倉貴史氏



保障制度元請会社優績社員表彰

表彰式
会員増強表彰

関係民間団体長会

六月十三日(月)、大月税務署三階会議室に於いて開催され、令和三年度事業・決算報告及び令和四年度事業計画・予算案が原案通り承認された他、例年七月開催の税務署新幹部及び各団体役員との交流を目的とする令和四年度の「大月税務署管内関係民間団体意見交換会」は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から中止を決定しました。

七月二十七日(水)、大月税務署三階会議室に於いて開催され、税務署定例人事異動後初会議となり、出席者の自己紹介、各団体及び税務署からの連絡・報告がなされました。

常任理事
(株)ミネルバ
越石 賢一様常任理事
(有)印刷エトリ
餌取 一成様

全法連功労者表彰



**山梨県法人会連合会
第十回定時総会**

令和四年六月十四日(火)、アピオ甲府に於いて開催され、当会より十五名が出席しました。

総会終了後の表彰式において、当会より次の方々が表彰されました。おめでとうございます。



表彰式

専務理事
(公社)大月法人会
小笠原能久様常任理事
甲陽産業(株)
三木 範之様理事
吉田タクシー(有)
渡邊 千恵様

県連功労者表彰

大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

滝口 哲夫

原田 威

相談役

堀内 富久 堀内電気(株)

長田 富也 アイトー電子(株)

榎田 則夫 (株)榎田商店

新名 米光 (株)新名製作所

細谷 憲二 中央観光(株)

外川 凱昭 (有)山岸旅館

小林余し緒 小林工業(株)

★小嶋 俊学 (株)山梨中央銀行吉田支店

渡邊 儀春 東京地方税理士会大月支部

会長

細田 幸次 (株)富士山アグリファーム

副会長

川上洋一郎 川上建設(株)

志村美貴代 日伸総建(株)

山口 照義 (株)メイト

梶原 秀博 (株)梶原工業所

吉沢 秀雄 (有)吉沢製パン

堀江 俊隆 (株)堀江製作所

吉元 潤 吉田精工(株)

専務理事兼事務局長

小笠原能久 公益社団法人大月法人会

常任理事

鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

土屋きよ美 (株)土屋製作所

三木 範之

(株)甲陽産業

天野 太文 濱野屋ティートラスト(有)

越石 賢一 (株)ミネルバ

餌取 一成 (有)印刷エトリ

大森 剛仁 (株)大森工務所

堀内光一郎 富士急行(株)

立川 正史 秋山土建(株)

渡邊 和彦 都留信用組合

伊東 貴也 伊東商店(株)

小谷田 融 富士観光開発(株)

柏木おさむ (有)フロスジャパン

高村 浩明 富士水熱設備工業(株)

倉澤 鶴義 (株)協和生コン

理事

白木 孝郎 三共建設(株)

守屋 博文 (株)トーホー

尾形 直 (株)尾形製作所

市川 公子 市川リース(株)

内藤 定子 (株)ナイトー建商

清水美恵子 (株)龍美建設

西室 信男 (有)西忠エージェンシー

平井 勉 (株)平井製作所

井上 博之 (有)井上石油

荻原 秀祥 (株)ユーシン

赤澤 克夫 山二商事(株)

金巻 裕 (有)中村薬局

山口 光子 (有)山口製作所

菊地 明久 (株)長田電材工業

渡邊 稔 (株)渡辺商店

宮下 完爾 (株)マシナリー

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

桑原 安男 (株)桑原興業

小佐野昇一 (有)こみたけ売店

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

奥脇 芳弘 宮川電気(株)

横打香代子 (株)山梨重機

白井恵美子 エスプラン(株)

大森 保廣 (株)大森林業所

三浦 信 三浦化成工業(株)

河内 正子 (有)サンスペースアメニティ

外川 桂子 (有)山岸旅館

井出 泰済 (株)富士レークホテル

井出 隆 井出電気(株)

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

監事

吉野 保美 (株)吉野土建

小林 清哲 (有)小林仏壇

佐々木弘之 (株)田中屋

理事相当

吉澤 武司 富士航空電子(株)

小泉 裕次 (株)ユーキ

小林 宏好 大一木材(株)

市川 賢一 (有)大中精機製作所

土屋 和也 (有)土屋輪業

天野 統一 濱野屋ティートラスト(有)

西室 将士 (有)西室運送

中村 武 中村エンジニアリング(株)

熊坂栄太郎 (有)丸栄不動産

奥秋 公大 奥秋建設(株)

堀内 慎也 堀内電気(株)

山崎 泰洋 山崎織物(株)

小池 久司 (有)小池時計店

堀内 満 パイロット測量設計(株)

渡辺 浩次 渡秀工業(株)

中村 元 (有)東京屋製菓

岩田 伸吾 (有)寿司華

渡邊 三雄 三和建設(株)

白須 一政 (株)シラス自工

宮下 崇 テクト(株)

武川 哲也 (株)CATV富士五湖

相川三七男 富士急行(株)

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

渡邊 良孝 登り坂石油(株)

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

三浦 敬伯 (株)サイコ

松浦 潤一 (株)エムティーシー

大石 秀世 (株)アトラス測量

白井佳津子 (株)白井自動車

小高 洋子 (有)コタカ電化

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

堀内 花代 堀建トーヨー住器(株)

鶴田みさ子 (株)ツルタ

渡邊ふく子 (株)渡辺商店

外川正知恵 (有)天下茶屋

渡邊 林美 登り坂石油(株)

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

倉澤 光代 (株)協和生コン

(★印は新任)

正味財産増減計算書合計表

科 目	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	700	700	700
特定資産運用益	7,312	5,427	7,523
受取会費	12,879,000	12,874,000	12,709,000
事業収益	8,700,000	3,241,000	8,040,000
受取補助金等	9,649,700	9,849,700	9,814,600
受取負担金	1,706,000	1,578,000	1,688,000
寄附金	100,000	84,000	100,000
雑収益	801,200	88,575	401,100
経 常 収 益 計	33,843,912	27,721,402	32,760,923
(2) 経常費用			
公益目的事業	25,137,091	22,967,794	21,042,542
収益事業等	10,315,921	6,011,047	9,278,766
管理費	3,525,791	3,472,615	2,908,437
経 常 費 用 計	38,978,803	32,451,456	33,229,745
当期一般正味財産増減額	△ 5,134,891	△ 4,730,054	△ 468,822
一般正味財産期首残高	248,726,309	248,726,309	243,996,255
一般正味財産期末残高	243,591,418	243,996,255	243,527,433
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	9,332,200	9,332,200	9,297,100
受取全法連助成金	9,332,200	9,332,200	9,297,100
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 9,332,200	△ 9,332,200	△ 9,297,100
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	243,591,418	243,996,255	243,527,433

日本工業規格表示認証取得工場

甲陽産業株式会社

生コンクリート製造販売・ユニットハウス製造販売

〒409-0623 山梨県大月市七保町葛野858
 TEL **0554-23-2010**
 FAX **0554-23-2585**
 URL <http://koyonama.com>

支部活動報告

富士吉田支部セミナー

令和四年度富士吉田支部セミナーを六月二十二日(火)ホテル鐘山苑に於いて開催致しました。開会にあたり山口雄一統括国税調査官よりご挨拶を頂きました。

第一部の税務研修会では「消費税込インボイス制度について」と題して木村宏大月税務署法人課税第一部門審理上席国税調査官より詳しく解説して頂きました。

第二部の特別講演会では元刑事の森透匡氏をお招きして「元刑事に学ぶ! ビジネスで役に立つウソや人間心理の見抜き方」と題してご講演を頂きました。



第一部 講師 木村 宏氏

第二部 講師 森 透匡氏



講演冒頭ではウソの見抜き方を学ぶことのメリットとウソの種類について学び、ウソには大きく分けて次の四つの種類があるそうです。①調和のウソ②コミュニケーションとして必要なウソ③着飾りのウソ④自分をよく見せるウソ⑤騙しのウソ⑥詐欺⑦防御のウソ⑧自分を守るためのウソ⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜊㜋㜌㜍㜎㜏㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝊㝋㝌㝍㝎㝏㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞊㞋㞌㞍㞎㞏㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧㞨㞩㞪㞫㞬㞭㞮㞯㞰㞱㞲㞳㞴㞵㞶㞷㞸㞹㞺㞻㞼㞽㞾㞿㟀㟁㟂㟃㟄㟅㟆㟇㟈㟉㟊㟋㟌㟍㟎㟏㟐㟑㟒㟓㟔㟕㟖㟗㟘㟙㟚㟛㟜㟝㟞㟟㟠㟡㟢㟣㟤㟥㟦㟧㟨㟩㟪㟫㟬㟭㟮㟯㟰㟱㟲㟳㟴㟵㟶㟷㟸㟹㟺㟻㟼㟽㟾㟿㠀㠁㠂㠃㠄㠅㠆㠇㠈㠉㠊㠋㠌㠍㠎㠏㠐㠑㠒㠓㠔㠕㠖㠗㠘㠙㠚㠛㠜㠝㠞㠟㠠㠡㠢㠣㠤㠥㠦㠧㠨㠩㠪㠫㠬㠭㠮㠯㠰㠱㠲㠳㠴㠵㠶㠷㠸㠹㠺㠻㠼㠽㠾㠿㡀㡁㡂㡃㡄㡅㡆㡇㡈㡉㡊㡋㡌㡍㡎㡏㡐㡑㡒㡓㡔㡕㡖㡗㡘㡙㡚㡛㡜㡝㡞㡟㡠㡡㡢㡣㡤㡥㡦㡧㡨㡩㡪㡫㡬㡭㡮㡯㡰㡱㡲㡳㡴㡵㡶㡷㡸㡹㡺㡻㡼㡽㡾㡿㢀㢁㢂㢃㢄㢅㢆㢇㢈㢉㢊㢋㢌㢍㢎㢏㢐㢑㢒㢓㢔㢕㢖㢗㢘㢙㢚㢛㢜㢝㢞㢟㢠㢡㢢㢣㢤㢥㢦㢧㢨㢩㢪㢫㢬㢭㢮㢯㢰㢱㢲㢳㢴㢵㢶㢷㢸㢹㢺㢻㢼㢽㢾㢿㣀㣁㣂㣃㣄㣅㣆㣇㣈㣉㣊㣋㣌㣍㣎㣏㣐㣑㣒㣓㣔㣕㣖㣗㣘㣙㣚㣛㣜㣝㣞㣟㣠㣡㣢㣣㣤㣥㣦㣧㣨㣩㣪㣫㣬㣭㣮㣯㣰㣱㣲㣳㣴㣵㣶㣷㣸㣹㣺㣻㣼㣽㣾㣿㤀㤁㤂㤃㤄㤅㤆㤇㤈㤉㤊㤋㤌㤍㤎㤏㤐㤑㤒㤓㤔㤕㤖㤗㤘㤙㤚㤛㤜㤝㤞㤟㤠㤡㤢㤣㤤㤥㤦㤧㤨㤩㤪㤫㤬㤭㤮㤯㤰㤱㤲㤳㤴㤵㤶㤷㤸㤹㤺㤻㤼㤽㤾㤿㥀㥁㥂㥃㥄㥅㥆㥇㥈㥉㥊㥋㥌㥍㥎㥏㥐㥑㥒㥓㥔㥕㥖㥗㥘㥙㥚㥛㥜㥝㥞㥟㥠㥡㥢㥣㥤㥥㥦㥧㥨㥩㥪㥫㥬㥭㥮㥯㥰㥱㥲㥳㥴㥵㥶㥷㥸㥹㥺㥻㥼㥽㥾㥿㦀㦁㦂㦃㦄㦅㦆㦇㦈㦉㦊㦋㦌㦍㦎㦏㦐㦑㦒㦓㦔㦕㦖㦗㦘㦙㦚㦛㦜㦝㦞㦟㦠㦡㦢㦣㦤㦥㦦㦧㦨㦩㦪㦫㦬㦭㦮㦯㦰㦱㦲㦳㦴㦵㦶㦷㦸㦹㦺㦻㦼㦽㦾㦿㧀㧁㧂㧃㧄㧅㧆㧇㧈㧉㧊㧋㧌㧍㧎㧏㧐㧑㧒㧓㧔㧕㧖㧗㧘㧙㧚㧛㧜㧝㧞㧟㧠㧡㧢㧣㧤㧥㧦㧧㧨㧩㧪㧫㧬㧭㧮㧯㧰㧱㧲㧳㧴㧵㧶㧷㧸㧹㧺㧻㧼㧽㧾㧿㨀㨁㨂㨃㨄㨅㨆㨇㨈㨉㨊㨋㨌㨍㨎㨏㨐㨑㨒㨓㨔㨕㨖㨗㨘㨙㨚㨛㨜㨝㨞㨟㨠㨡㨢㨣㨤㨥㨦㨧㨨㨩㨪㨫㨬㨭㨮㨯㨰㨱㨲㨳㨴㨵㨶㨷㨸㨹㨺㨻㨼㨽㨾㨿㩀㩁㩂㩃㩄㩅㩆㩇㩈㩉㩊㩋㩌㩍㩎㩏㩐㩑㩒㩓㩔㩕㩖㩗㩘㩙㩚㩛㩜㩝㩞㩟㩠㩡㩢㩣㩤㩥㩦㩧㩨㩩㩪㩫㩬㩭㩮㩯㩰㩱㩲㩳㩴㩵㩶㩷㩸㩹㩺㩻㩼㩽㩾㩿㪀㪁㪂㪃㪄㪅㪆㪇㪈㪉㪊㪋㪌㪍㪎㪏㪐㪑㪒㪓㪔㪕㪖㪗㪘㪙㪚㪛㪜㪝㪞㪟㪠㪡㪢㪣㪤㪥㪦㪧㪨㪩㪪㪫㪬㪭㪮㪯㪰㪱㪲㪳㪴㪵㪶㪷㪸㪹㪺㪻㪼㪽㪾㪿㫀㫁㫂㫃㫄㫅㫆㫇㫈㫉㫊㫋㫌㫍㫎㫏㫐㫑㫒㫓㫔㫕㫖㫗㫘㫙㫚㫛㫜㫝㫞㫟㫠㫡㫢㫣㫤㫥㫦㫧㫨㫩㫪㫫㫬㫭㫮㫯㫰㫱㫲㫳㫴㫵㫶㫷㫸㫹㫺㫻㫼㫽㫾㫿㬀㬁㬂㬃㬄㬅㬆㬇㬈㬉㬊㬋㬌㬍㬎㬏㬐㬑㬒㬓㬔㬕㬖㬗㬘㬙㬚㬛㬜㬝㬞㬟㬠㬡㬢㬣㬤㬥㬦㬧㬨㬩㬪㬫㬬㬭㬮㬯㬰㬱㬲㬳㬴㬵㬶㬷㬸㬹㬺㬻㬼㬽㬾㬿㭀㭁㭂㭃㭄㭅㭆㭇㭈㭉㭊㭋㭌㭍㭎㭏㭐㭑㭒㭓㭔㭕㭖㭗㭘㭙㭚㭛㭜㭝㭞㭟㭠㭡㭢㭣㭤㭥㭦㭧㭨㭩㭪㭫㭬㭭㭮㭯㭰㭱㭲㭳㭴㭵㭶㭷㭸㭹㭺㭻㭼㭽㭾㭿㮀㮁㮂㮃㮄㮅㮆㮇㮈㮉㮊㮋㮌㮍㮎㮏㮐㮑㮒㮓㮔㮕㮖㮗㮘㮙㮚㮛㮜㮝㮞㮟㮠㮡㮢㮣㮤㮥㮦㮧㮨㮩㮪㮫㮬㮭㮮㮯㮰㮱㮲㮳㮴㮵㮶㮷㮸㮹㮺㮻㮼㮽㮾㮿㯀㯁㯂㯃㯄㯅㯆㯇㯈㯉㯊㯋㯌㯍㯎㯏㯐㯑㯒㯓㯔㯕㯖㯗㯘㯙㯚㯛㯜㯝㯞㯟㯠㯡㯢㯣㯤㯥㯦㯧㯨㯩㯪㯫㯬㯭㯮㯯㯰㯱㯲㯳㯴㯵㯶㯷㯸㯹㯺㯻㯼㯽㯾㯿㰀㰁㰂㰃㰄㰅㰆㰇㰈㰉㰊㰋㰌㰍㰎㰏㰐㰑㰒㰓㰔㰕㰖㰗㰘㰙㰚㰛㰜㰝㰞㰟㰠㰡㰢㰣㰤㰥㰦㰧㰨㰩㰪㰫㰬㰭㰮㰯㰰㰱㰲㰳㰴㰵㰶㰷㰸㰹㰺㰻㰼㰽㰾㰿㱀㱁㱂㱃㱄㱅㱆㱇㱈㱉㱊㱋㱌㱍㱎㱏㱐㱑㱒㱓㱔㱕㱖㱗㱘㱙㱚㱛㱜㱝㱞㱟㱠㱡㱢㱣㱤㱥㱦㱧㱨㱩㱪㱫㱬㱭㱮㱯㱰㱱㱲㱳㱴㱵㱶㱷㱸㱹㱺㱻㱼㱽㱾㱿㲀㲁㲂㲃㲄㲅㲆㲇㲈㲉㲊㲋㲌㲍㲎㲏㲐㲑㲒㲓㲔㲕㲖㲗㲘㲙㲚㲛㲜㲝㲞㲟㲠㲡㲢㲣㲤㲥㲦㲧㲨㲩㲪㲫㲬㲭㲮㲯㲰㲱㲲㲳㲴㲵㲶㲷㲸㲹㲺㲻㲼㲽㲾㲿㳀㳁㳂㳃㳄㳅㳆㳇㳈㳉㳊㳋㳌㳍㳎㳏㳐㳑㳒㳓㳔㳕㳖㳗㳘㳙㳚㳛㳜㳝㳞㳟㳠㳡㳢㳣㳤㳥㳦㳧㳨㳩㳪㳫㳬㳭㳮㳯㳰㳱㳲㳳㳴㳵㳶㳷㳸㳹㳺㳻㳼㳽㳾㳿㴀㴁㴂㴃㴄㴅㴆㴇㴈㴉㴊㴋㴌㴍㴎㴏㴐㴑㴒㴓㴔㴕㴖㴗㴘㴙㴚㴛㴜㴝㴞㴟㴠㴡㴢㴣㴤㴥㴦㴧㴨㴩㴪㴫㴬㴭㴮㴯㴰㴱㴲㴳㴴㴵㴶㴷㴸㴹㴺㴻㴼㴽㴾㴿㵀㵁㵂㵃㵄㵅㵆㵇㵈㵉㵊㵋㵌㵍㵎㵏㵐㵑㵒㵓㵔㵕㵖㵗㵘㵙㵚㵛㵜㵝㵞㵟㵠㵡㵢㵣㵤㵥㵦㵧㵨㵩㵪㵫㵬㵭㵮㵯㵰㵱㵲㵳㵴㵵㵶㵷㵸㵹㵺㵻㵼㵽㵾㵿㶀㶁㶂㶃㶄㶅㶆㶇㶈㶉㶊㶋㶌㶍㶎㶏㶐㶑㶒㶓㶔㶕㶖㶗㶘㶙㶚㶛㶜㶝㶞㶟㶠㶡㶢㶣㶤㶥㶦㶧㶨㶩㶪㶫㶬㶭㶮㶯㶰㶱㶲㶳㶴㶵㶶㶷㶸㶹㶺㶻㶼㶽㶾㶿㷀㷁㷂㷃㷄㷅㷆㷇㷈㷉㷊㷋㷌㷍㷎㷏㷐㷑㷒㷓㷔㷕㷖㷗㷘㷙㷚㷛㷜㷝㷞㷟㷠㷡㷢㷣㷤㷥㷦㷧㷨㷩㷪㷫㷬㷭㷮㷯㷰㷱㷲㷳㷴㷵㷶㷷㷸㷹㷺㷻㷼㷽㷾㷿㸀㸁㸂㸃㸄㸅㸆㸇㸈㸉㸊㸋㸌㸍㸎㸏㸐㸑㸒㸓㸔㸕㸖㸗㸘㸙㸚㸛㸜㸝㸞㸟㸠㸡㸢㸣㸤㸥㸦㸧㸨㸩㸪㸫㸬㸭㸮㸯㸰㸱㸲㸳㸴㸵㸶㸷㸸㸹㸺㸻㸼㸽㸾㸿㹀㹁㹂㹃㹄㹅㹆㹇㹈㹉㹊㹋㹌㹍㹎㹏㹐㹑㹒㹓㹔㹕㹖㹗㹘㹙㹚㹛㹜㹝㹞㹟㹠㹡㹢㹣㹤㹥㹦㹧㹨㹩㹪㹫㹬㹭㹮㹯㹰㹱㹲㹳㹴㹵㹶㹷㹸㹹㹺㹻㹼㹽㹾㹿㺀㺁㺂㺃㺄㺅㺆㺇㺈㺉㺊㺋㺌㺍㺎㺏㺐㺑㺒㺓㺔㺕㺖㺗㺘㺙㺚㺛㺜㺝㺞㺟㺠㺡㺢㺣㺤㺥㺦㺧㺨㺩㺪㺫㺬㺭㺮㺯㺰㺱㺲㺳㺴㺵㺶㺷㺸㺹㺺㺻㺼㺽㺾㺿㻀㻁㻂㻃㻄㻅㻆㻇㻈㻉㻊㻋㻌㻍㻎㻏㻐㻑㻒㻓㻔㻕㻖㻗㻘㻙㻚㻛㻜㻝㻞㻟㻠㻡㻢㻣㻤㻥㻦㻧㻨㻩㻪㻫㻬㻭㻮㻯㻰㻱㻲㻳㻴㻵㻶㻷㻸㻹㻺㻻㻼㻽㻾㻿㼀㼁㼂㼃㼄㼅㼆㼇㼈㼉㼊㼋㼌㼍㼎㼏㼐㼑㼒㼓㼔㼕㼖㼗㼘㼙㼚㼛㼜㼝㼞㼟㼠㼡㼢㼣㼤㼥㼦㼧㼨㼩㼪㼫㼬㼭㼮㼯㼰㼱㼲㼳㼴㼵㼶㼷㼸㼹㼺㼻㼼㼽㼾㼿㽀㽁㽂㽃㽄㽅㽆㽇㽈㽉㽊㽋㽌㽍㽎㽏㽐㽑㽒㽓㽔㽕㽖㽗㽘㽙㽚㽛㽜㽝㽞㽟㽠㽡㽢㽣㽤㽥㽦㽧㽨㽩㽪㽫㽬㽭㽮㽯㽰㽱㽲㽳㽴㽵㽶㽷㽸㽹㽺㽻㽼㽽㽾㽿㿀㿁㿂㿃㿄㿅㿆㿇㿈㿉㿊㿋㿌㿍㿎㿏㿐㿑㿒㿓㿔㿕㿖㿗㿘㿙㿚㿛㿜㿝㿞㿟㿠㿡㿢㿣㿤㿥㿦㿧㿨㿩㿪㿫㿬㿭㿮㿯㿰㿱㿲㿳㿴㿵㿶㿷㿸㿹㿺㿻㿼㿽㿾㿿

講演冒頭ではウソの見抜き方を学ぶことのメリットとウソの種類について学び、ウソには大きく分けて次の四つの種類があるそうです。①調和のウソ②コミュニケーションとして必要なウソ③着飾りのウソ④自分をよく見せるウソ⑤騙しのウソ⑥詐欺⑦防御のウソ⑧自分を守るためのウソ⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂

(7)



税に関する標語お願い
六月十七日(金) 富士北陵高等学校



税に関する標語お願い
六月十七日(金) 富士河口湖高等学校



青年部会役員会・意見交換会
八月九日(火) 大月税務署



税に関する標語お願い
六月十七日(金) 富士河口湖町役場

- 総合ビル管理業(清掃・害虫・設備)
- 清掃用品レンタル業務(マット・モップ・芳香剤)
- 貯水槽清掃管理 ■エアコン清掃(分解・点検)
- 空気環境測定業 ■各種クリーニング工事(ガラス・フロー・ジュウタン)
- 業務用トイレットペーパー・ペーパータオル・業務用ゴミ袋



株式会社 ミネルバ

代表取締役 越 石 賢 一

知事登録

○建築物環境衛生総合管理業 富 21 総 第2号

○貯水槽清掃業登録 富 21 貯 第5号

〒402-0035 山梨県都留市夏狩1641-1

TEL 0554-45-1119 FAX 0554-45-3339

青年部会役員

(順不同、敬称略)

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや
小佐野紀之 (有)こみたけ売店
細谷 憲二 中央観光(株)
川上洋一郎 川上建設(株)
小佐野昇一 (有)こみたけ売店

顧問

守屋 博文 (株)トーホー
餌取 一成 (有)印刷エトリ
井上 博之 (有)井上石油
山口 照義 (株)メイト
越石 賢一 (株)ミネルバ
渡辺 信介 (有)湧池
小林 清哲 (有)小林仏壇
萩原 秀祥 (株)ユーシン
吉野 保美 (株)吉野土建
奥脇 芳弘 宮川電気(株)
堀江 俊隆 (株)堀江製作所
赤澤 克夫 山二商事(株)
柏木おさむ (有)フロスジャパン
小池 久司 (有)小池時計店
中村 武 中村エンジニアリング(株)
鈴木 誠一 (株)鈴木製作所
三木 範之 甲陽産業(株)
山下佐一郎 芙蓉実業(株)
深沢 央 なだや(株)
渡邊 幸男 吉田タクシー(有)
伊東 貴也 伊東商店(株)
三浦 信 三浦化成工業(株)
佐々木弘之 (株)田中屋
菊地 明久 (株)長田電材工業
渡邊 良孝 (株)登り坂石油(株)

部会長

吉元 潤 吉田精工(株)

幹事長

宮下 崇 テクト(株)

上野原支部長

尾形 直 (株)尾形製作所

大月支部長

西室 信男 (有)西忠エージェンシー

都留支部長

奥秋 公大 奥秋建設(株)

富士吉田支部長(監事)

渡邊 三雄 三和建設(株)

忍野・山中湖支部長

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

河口湖支部長

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

會計

白須 一政 (株)シラス自工

大月副支部長(親睦委員長)

市川 賢一 (有)大中精機製作所

都留副支部長

佐藤 誠 (株)佐藤ダンボール

富士吉田副支部長

河野 大介 (有)河野保険事務所

河口湖副支部長

松浦 潤一 (株)エムティーシー

事業委員長

武川 哲也 (株)CATV富士五湖

広報委員長

堀内 慎也 堀内電気(株)

幹事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

天野 統一 濱野屋ティートスト(有)

清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

白輪地 厚 (株)三吉

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

西室 将士 (有)西室運送

野武 直記 ユニテック(株)

九鬼 敦 (有)九鬼塗装

細田 浩一 (株)セントラルモータース

本田 剛 (株)中村酒販

渡辺 秀行 (資)渡辺酒店

小林 大希 (株)丸大産業

岩下 稔 (有)岩下産業

金巻 裕 (有)中村薬局

白須 資望 富士新幸(株)

鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

藤本 秀昭 第一測量(株)

中村 哲 (株)丸正電器

平井 尚博 (有)平井製作所

桑原 大輔 桑原電業(株)

羽田 早一郎 (株)羽田印刷

佐藤 浩文 (有)ニュースセンターサトー

梶原 洋 船津観光(株)

小佐野睦浩 (有)小佐野設備

三浦雄一郎 (有)森の家久野屋

監事

桑原 誠 秋山土建(株)

一般乗用旅客自動車運送事業

吉田タクシー有限会社

代表取締役 渡 邊 幸 男

本 社 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田二丁目3番7号
TEL 0555-22-0378(代)・FAX 0555-22-6636

(9)



役員会・特別研修会
四月二十六日(火) ホテル鐘山苑

女性部会活動報告



女性部会第十一回定時総会
五月二十日(金) ハイランドリゾートホテル&スパ



第十九回慰問活動
六月六日(月) 富士山荘(河口湖支部)



大月支部税務研修会
五月二十日(金) ハイランドリゾートホテル&スパ



都留支部税務研修会
七月五日(火) あしたば硝子工房

小学生租税教室と税金絵画コンクール及び税金絵はがきコンクールの経過報告

毎年十一月十一日から行われる「税を考える週間」に先がけ、女性部会が主催する令和四年度小学生租税教室並びに税金絵画・税金絵はがきコンクールの事業を都留支部が担当。以下経過を報告します。

二月八日 川村達彦西桂町教育長並びに上野清都留市教育長を訪問。租税教室・税金絵画コンクールの趣旨をご理解頂き、西桂町立西桂小学校及び都留市立東桂小学校での実施の内諾を頂きました。

三月九日 山崎泰洋西桂町長並び



租税教室講習会（大月税務署）

に高尾貞明西桂小学校長、堀内富久都留市長並びに渡邊雅彦東桂小学校長を訪問。当事業実施に係るご協力と併せて、絵画コンクールにおける都留市長賞、西桂町長賞選定等に係るご後援の快諾を頂きました。

六月七日 大月税務署会議室に於いて租税教室講習会を実施。甲府税務署広報広聴官より支部部会員十二名が指導を受けました。

六月十五日 本番を間近に控え大月法人会館に於いて租税教室のリハーサルを実施しました。

六月二十日 租税教室一回目は東桂小学校での開催。講師は初めての餌取由香利部会員でしたが、六年生五十三名を前に、大月税務署山口統括官、志村女性部会長、小笠原専務理事が見守る中、部会員アシスタントと見事なチームワークで務め上げました。初めは講師も児童も真剣そ



租税教室リハーサル（大月法人会館）

のものがしたが、公共施設パネル貼り付けやアニメDVD等に進んだときには笑顔が見られてホッとしました。最後の一億円登場には大喜び、重いね、一人では持って逃げられないね、と大満足でした。

六月二十一日 租税教室二回目は西桂小学校での開催。講師は五年振り二度目となる私鶴田が務めました。アシスタントも昨日と異なり初めてで六年生四十二名を前に、メンバー全員が内心はドキドキものでした。校長・教頭先生も出席され、礼儀正しい児童と一緒に税金はなぜ納めなければならないのか、何に使われているのか、なぜ必要なのか、税金の大切さを学んで頂けた事と思います。数年後にはこの子供たちも納税者に成ることでしょう。納税者として誇りをもって税金を納めて貰える日の来ることを期待して学校を後にしました。

七月二日 清水浩喜末生第一小学校長を訪問し、税金絵はがきコンクールへの協力をお願いしました。

今年は租税教室及び税金絵画コンクールを二校へお願いし、税金絵はがきコンクールを三校へお願いしました。夏休期間に頑張つて描いて頂き、立派な作品が沢山集まり、表彰式で受賞児童の喜ぶ姿が見られることを楽しみにしています。関係各位におかれましてはなお一層のご支援とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

女性部会都留支部長 鶴田みさ子



租税教室 都留市立東桂小学校



租税教室 西桂町立西桂小学校

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

小林余し緒 小林工業(株)

部会長

志村美貴代 日伸総建(株)

副部会長

内藤 定子 (株)ナイトー建商

幹事長

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

上野原支部長 (副幹事長)

土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月支部長 (副幹事長)

清水美恵子 (株)龍美建設

都留支部長 (事業委員長)

鶴田みさ子 (株)ツルタ

富士吉田支部長 (広報委員長)

河内 正子 (有)サンスペースアメニティ

河口湖支部長 (親睦委員長)

外川 桂子 (有)山岸旅館

会計 (河口湖副支部長)

外川 正知恵 (有)天下茶屋

上野原副支部長 (広報副委員長)

志村 時江 ハリカ上野原

大月副支部長 (親睦副委員長)

志村ひろ江 志村クリーニング店

都留副支部長 (親睦副委員長)

渡邊ふく子 (株)渡辺商店

富士吉田副支部長 (広報副委員長)

白井恵美子 エスプラン(株)

事業副委員長

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

コーラス部長

渡辺なおみ 宝福祉タクシー

幹事

中原 智子 (株)中原製材所

石井 明美 (有)島田交通

高橋 式子 (株)高橋建設

白井佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 市川リース(株)

小高 洋子 (有)コタカ電化

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

湖山 和子 (株)湖山商事

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林登喜子 (有)神戸電工

白川 敏子 山陽精工(株)

山口 輝子 (有)山口乳業

石井 清子 規予

藤江 一枝 (株)共立機械

功刀真佐美 桂商会(株)

山口 光子 (有)山口製作所

谷内江美子 谷内建設(株)

程原 洋子 (株)アウラテクノロジ

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トーヨー住器(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

餌取由香利 (有)印刷エトリ

浅沼 歌子 富岳物産(株)

日川 和子 (有)日川時計店

田辺 潤子 (株)まるさくたなべ

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打香代子 (株)山梨重機

高橋ます子 (有)ボディショップキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

小山田可成子 (有)富士エコープレニウム

新入会員紹介

○YC物流 株式会社

(大月市大月町真木青木原一八三一二)

代表取締役 坂本 貴矢

○株式会社

はくばく富士吉田

(富士吉田市新屋二六六〇一一)

取締役社長 市川 剛

○萱沼興建 株式会社

(富士吉田市旭五一九一〇)

代表取締役 萱沼 登

○有限会社 安心サービス

(南都留郡山中湖村山中一四九八一二)

代表取締役 天野 績男

○医療法人社団

First Remedy

(上野原市上野原一六六三)

理事長 佐藤 裕介

監事

倉澤 光代 (株)協和生コン

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

池上美奈子 (株)池上工務所

渡邊 林美 登り坂石油(株)

梶原 広子 船津観光(株)

中村 勝子 (株)オプトナカムラ

広報誌封入作業

四月二十八日(木) 大月法人会館



大月税務署人事異動 新旧法一部門幹部挨拶

七月五日(火) 大月法人会館



正副税制委員長会議

六月六日(月) 大月法人会館



大月税務署新署長 新課長挨拶

七月二十五日(月) 大月法人会館



正副研修委員長会議

七月十四日(木) 大月法人会館



正副会長大月税務署新署長へ表敬訪問

七月二十九日(金) 大月税務署



広報委員会

七月三十一日(木) 大月法人会館





決算法人説明会
五月二十三日(月) 大月法人会館
六月二十八日(火) 富士吉田市民会館小ホール
八月二十二日(月) 大月法人会館



県連税制委員会
六月十日(金) 甲府法人会館



インボイス制度説明会
六月十日(金) 河口湖町役場
六月二十一日(火) 大月税務署

冊子 名刺 チラシ ポスター パンフレット 挨拶状 はがき 賞状 封筒 伝票



デザインから印刷全般(県内外、多数の取引実績あり)

有限会社 印刷エトリ

まずは、ご相談ください！ お見積りいたします!!



ご依頼ご相談はこちらから

〒402-0052 山梨県都留市中央二丁目7番24号
TEL 0554-43-3451 FAX 0554-43-6923 E-mail info@p-etori.com

山梨県連令和五年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

令和四年六月十日(金)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単体会から提出された税制改正提言書及び「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり山梨県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 令和五年度税制改正に関する提言

総論

政府は経済財政運営と改革の基本指針2021の経済社会の構造変化に対応した税制改正改革等について少子高齢化、働き方・ライフコースの多様化、デジタル化・グローバル化を背景とした新たな経済活動の拡大など、感染症の影響もあり、経済社会の構造変化が加速している。このような構造変化を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現するとともに、応能負担の強化等による再分配機能の向上を図りつつ経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から税制系全般の見直しを進め、適正・公平な課税の実現に対する信頼の確保を表明しているが施策として挙げられているのはスローガンの羅列にすぎない。

近年の税制の動向を見ると「公平・中立・簡素」として負担能力に応じが納税する「応能負担原理」という税制の大原則に歪みが生じている。税制の歪みを正し日本活性化の導火線とすべきである。

財政の健全化に向けて

財務省が発表した日本の借金は、2021年度末で1241兆3074億円で過去最大となり、ドイツ、英国、米国などの先進国と比較して劣悪な状態に陥っている。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2021」でデフレ脱却・経済再生に取り組み600兆円経済の早期実現を目指す。また、財政健全化目標については2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すことを堅持するとしている。この試算は経済成長率実質2%、名目3%程度を上回れることを前提にしているが、1991年から2020年度の成長率の平均は0.7%に留まっている。

基礎的財政収支を黒字化するという目標は小泉政権が2002年に掲げ、2010年代初頭に達成するはずであったが、2度の消費税増税を経た今でも実現できていない。

政府の従来の試算は補正予算を前提としていないが実際には毎年のように大型補正を組み目玉政策を盛り込んできた。予算編成のあり方を見直すなど現実的な想定の下で検証し直す必要がある。

社会保障制度について

政府は政権の重要政策である「人への投資」の観点から子育て支援の強化や勤労者皆保険の実現、家庭における介護の負担軽減などを検討するという社会保障改革の当面の論点を示した。

2021年の日本の出生数は84万2897人と6年連続で過去最少を更新し、仕事と育児の両立支援の充実など少子化対策は早急に処しねばならない課題である。育児や介護と両立しやすい労働環境を作るにはライフサイクルや家庭の事情に応じて多様な働き方を選択できるようにすることが重要になる。それには社会保障制度が労働者や企業の雇い方の選択をゆがめないようにする改革が肝要である。

また、企業が保険料を半額負担する厚生年金、健康保険が適用されるパート労働者は500人超の企業で週20時間以上働く人に限られているが本年10月から従業員の基準が100人超に広がった。

このような施策については理解できるが、最重要課題のひとつである給付と負担の見直しは先送りされた。社会保険給付は2021年度予算ベースで129.6兆円、2000年度実績の約1.7倍に膨らんだ。現役世代の負担増をやらねばならない年金、医療、介護の給付を抑制しつつ負担能力のある高齢者にも負担してもらう等の改革が急務である。

行政改革の徹底について

日本の省庁や自治体は役割分担や管轄意識が根強く、省庁や自治体をもたいたデータのやり取りがスムーズに行えず行政サービスが非効率になっている。省庁や自治体ごとに異なっているシステムを連携させるうえでデジタル庁は必要とされているが、これまでも政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが期待する効果はあがっていない。

また、昨年から議論されてきた国会議員の文書通信交通滞在費についても与野党協議会で日割支給を可能にするなどなど大筋合意となったが法改正は見送られたまま遅延として改革が進んでいない。厳しい経済状況の中、国民に痛みを求めるためには国、地方において徹底した改革を速やかに実行すべきである。以下の諸施策について期限を定め改革を断行すること強く要する。

- ①国会議員の議員定数の削減、歳費の抑制、地方議員については地域の実情にあった定数の削減、歳費の抑制
- ②国、地方公務員の人件費削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- ③特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- ④政党助成金の削減

1. 法人税改革の必要性について

法人税改革の国際的な議論が進展し、財源確保を主目的として米国は連邦法人税率を21%から28%への引き上げ、英国においては企業向け法人税率を19%から25%引き上げることが表明された。

また、企業の課税逃れを防ぐための最低税率については2021年に経済協力開発機構(OECD)加盟国を含むおよそ140の国が最低税率を「少なくとも15%」とするのを合意し新型コロナウイルスによる経済危機から

脱却後の財政再建に着手する姿勢が示されている。日本は平成の30年間に成長志向の法人税改革という政策の下で法人税率が40%から23.2%まで引き下げられた。その一方で消費税率は10%まで引き上げられたが、財源調達は低下した社会保障の膨張による歳出増に追いつけず国と地方の財政赤字が拡大した。

国・地方の債務残高が1200兆円を突破し、主要国の最悪の財政状況を考えれば他国に先んじて法人税改革の議論を打ち出すべきであった。

コロナ禍が続く中で増税議論には懸念の声があるかもしれないが、法人税の高い低いを判断するに法人税、法人住民税、法人事業税を合わせた実効税率ではなく企業の実際の税負担の多寡を示す数値(法人税率等)を戻す(利益)を見る必要がある。実際の税負担率は20%を下回っている。実効税率29.74%の6割弱で特に巨大グローバル企業の負担率が低く、一方で中小企業は法定税率に近い負担になっているとの調査結果が出ている。

日本経済の基盤である巨大企業が実際にどの程度の税負担をしているのか、それを踏まえた議論が必要であり、企業が蓄えた内部留保は484兆を超え9年連続過去最高を更新し負担能力を裏付けている。

2. 受取配当等の益金不算入制度の見直しについて
現行の受取配当金等の益金不算入制度は株式の100%を保有する完全子会社や持株比率が3分の1を超える関係会社からの株式配当金は全額が益金不算入になっている。

また、持ち株比率が3分の1以下で5%超の企業からの配当金は半額が益金算入、持株比率が5%以下の場合配当金は20%が益金算入となっていて課税ベースを縮小している要因となっている。

この受取配当金の課税除外は株式投資の配当だけを優遇する措置であり、同時に投資活動へ注力できるほど資金量のある大企業に対しては優遇措置といえる。国民に消費増税という痛みを強いていることから大企業にも応分の負担を求めるべきである。

3. 中小企業の基準見直しについて

大企業が税で優遇を受けることを目的に資本金を減らして中小企業になる動きが続いている。外形標準課税導入直後の2005年度2万8千社あった適用対象企業が2019年度は2万社に減っている。

減資で大きな効果が生じているのは都道府県に納税する法人事業税の外形標準課税である。大企業は赤字でも人件費などに応じて納めなければならないが中小企業は課税を免れることができる。収益力などにかかわらず資本金の区分で税負担が違ってくるが抜け穴となり節税狙いの減資が可能となっている。

売上高や総資産など、より事業規模を適切にとらえる指標に改めるべきである。

4. 役員給与の損金算入について
使用人に対する給与は原則損金算入されるが、役員給与については一定の給与以外のものは損金不算入となっている。

役員給与は職務執行の対価であり、恣意的にあるものなど課税上弊害があるものを除いて損金算入できるように見直すこと。

また、業績連動給与について経営者のモチベーションを高める観点から同族会社も一定の要件のもとに損金算入を認めるべきである。

5. 庶務費等の交際費からの除外について
法人が支出する交際費等の額は元費を節約して企業の自己資本を充実し、企業の体質強化を図るという政策的見地等から法人税法上その全額又は一部の金額は損金算入となっていない。しかし、得意先、仕入先等の慶弔に際し支出する金品等の費用については社会通念上必要であるため、通常要する金額の範囲内であることを要件として交際費から除外すべきである。

6. 中小企業の減価償却方法について
(1)中小法人の減価償却率について
中小法人(資本金1億円以下で資本金5億円以上である法人の100%子法人でない法人)の軽減税率(所得金額800万円以下の税率15%)は時限措置となっていて、2023年4月1日開始事業年度以後は19%に引き上げられる。

中小企業活性化のために原行の15%を本則化するとともに、1981年以来800万円以下に据え置かれていた軽減税率適用所得金額を1600万円程度に引き上げること。

(2)中小企業の減価償却方法について

2016年度税制改正で建物附属設備及び構築物の償却方法について定率法が廃止され、定額法に変更された。また、全ての固定資産についても定額法に一本化するべきとの議論がある。

しかし、車両や機械装置などの固定資産は使用期間に均等に価値が減少していくのではなく、早期の費用化が抑制され、中小企業にとっては設備投資意欲の減退の懸念があるため定率法との選択適用を認めること。

(3)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置として以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備・品目を拡充し、中古設備も含めるべきである。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入特別措置については、損金算入の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とし、適用期限を延長すべきである。

(4)中小企業の先端設備に係る固定資産の特例措置
中小企業が取得する償却資産に係る固定資産の特例措置適用に当たっては手続きを簡素化するとともに事業年度(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処すべきである。

(5)新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国経済の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保に大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくな

なれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

所得税関係

1. 所得税の見直しについて

元来、所得税は収入の多い人ほど適用される税負担率が高く、累進課税制度となっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに、所得金額が増加するほど減少する逆減現象になっている。これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子といった金融所得が低税率と分離課税が適用されているためで所得税の構造が逆進的になっている。

2. 災害控除制度の創設について

現行の雑損控除は災害による損失と盗難、横領による損失が同じ取扱になっている。近年は各地で大規模な自然災害が起きている。災害による損失は盗難、横領による損失よりも多額になっている。保険金で損失がカバーできされない。救済策として雑損控除から独立した控除の創設を要する。

3. 各種控除制度の見直し

所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控除の引き下げや基礎控除の引き上げ、ひとり親控除の創設等により複雑化が著しく、事務負担が増加しているため、整理・合理化を図るべきである。整理・合理化にあたっては、税制だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体として働き方改革にふさわしいものとなるよう多角的な検討を要する。

4. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃止された。しかし2012年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育ては全ての世帯にとって負担力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活するべきである。

5. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引の決済はほとんどが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、納期特例適用者の納期限は、1月末日と7月末日に改めることを要望する。

消費税関係

1. 軽減税率制度の廃止について

消費税の軽減税率制度は消費税率10%への引き上げ時に低所得者対策として実施されたが、キャッシュレス決済での買い物へのポイント還元、プレミアム商品券の発行等による政治的な「ばらまき」によって、歳入が歳入を上回る結果となった。

法人会はこれまで消費税増税について事業者の事務負担増、税制の簡素化及び税収確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望するとともに、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的を達成するために軽減税率制度を廃止すべきである。

2. 事業者免税点制度の廃止について

基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されている。消費税は事業者、消費者の信頼の上に成り立っている制度であり、益税等その信頼性を損う特例措置は廃止すべきである。

3. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

2021年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る登録事業者の申請が開始され、2023年10月から導入されるインボイス制度は、事業者に対して請求書や領収書の変更を強いるものであると同時に、免税事業者は適格請求書を発行できないため、対事業者取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれがあるとして、あえて課税事業者になることを選択することが考えられるが、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性もある。長年にわたり、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算された仕組みが定着しており、インボイス制度の導入にあたっては、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

事業承継税関係

土地・建物及び非上場株の相続の非課税について

非上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化にもつながると考える。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び非上場株の相続税を非課税とすること。

相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

2013年の税制改正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円＋6,000万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、相続の課税割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円＋8,000万円×法定相続人の数）に引き上げるべきである。

2. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化にもなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

3. 相続時精算課税制度非課税枠の拡大等について

相続時精算課税制度は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適用しているかが分かりづらく、利用したことから発生する

デメリットも多く、利用する人が少ないのが現実のようである。非課税枠の拡大を含め利用しやすい制度に見直しを要望する。

印紙税関係

1. 印紙税の廃止について

印紙税は契約者や領収書などの「紙」に課税されるが電子契約などデジタル文書には課税されないというのは極めて不合理であり、デジタルトランスフォーメーション時代にそぐわないため廃止を要望する。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法など抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 償却資産に対する固定資産税の廃止について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えている。国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止を要望する。

4. 不動産取得税について

不動産業者が商品として仕入れる土地や建物は販売を目的として取得するもので取得者が使用するものではない。不動産取得税の減免又は免税を要望する。

5. 超過課税について

①住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体も多く、課税の公平を欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施している自治体はできるだけ早く標準税率に戻すべきである。

②森林環境税は2018年度の税制改正で導入され、2024年度から住民税に一律1,000円が上乗せされる。しかし、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37府県で独自に導入されていることから、導入している県にとつては2024年度以降は二重課税となってしまうおそれがある。制度開始までに二重課税とならないよう調整・対応が必要である。

また、森林環境税を財源として自治体に配る森林環境譲与税は、2019年度から市区町村及び都道府県への譲与が始まって、使い道が森林整備及びその促進に関する費用とされているが、森林が少なく林業が盛んでない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がされないような算定基準となっている。納税者から納得が得られる算定基準の見直しが必要である。

その他

1. ガソリン等の税制の根本的な見直し及び揮発油税への二重課税の解消について

揮発油税は道路の建設や修繕を目的とするための目的税として徐々に税額が引き上げられ、1993年からガソリン1ℓ当たり本則税額28・7円に暫定税額分25・1円を加えた53・8円の税額が続いている。本来時限期間であるはずの税額が長年にわたってあり、

使用目的も道路財源ではなく一般財源に当てられている。さらに、消費税率導入以降はこの揮発油税に消費税（5・38円）が課せられている。また、軽油には軽油引取税1ℓ当たり本則税額15円のほか17・1円の暫定税額分が課せられている。

最近の原油価格高騰は国民生活や経済活動に影響を及ぼし、ガソリンの全国平均価格が3か月連続で160円を超えた場合、ガソリン税を25・1円引き下げるトリガー条項の発動も検討されたが政府は石油元売り各社に「ガソリン補助金」を支給することで、ガソリン価格を維持する政策をとっている。1ℓ当たり補助金は当初予定していた上限の25円を超えて2022年5月末現在では36・1円となっている。今後も原油価格の高騰が続けば、際限なく補助金（税金）の投入が続く悪循環に陥る可能性が大きい。また消費者にとつてはガソリンが値上がりしないのはありがたいが、結果的に別の形で消費者の税負担増は避けて通れない。

今後も原油が高止まりすることが予想されることから、国民生活や経済活動に必要な不可欠なガソリン等燃料の適正価格の在り方やエネルギー源の多様化や省エネ、脱炭素をどうするかなど、今後を見据えたガソリン等の税制の抜本的な見直しと揮発油税への二重課税を直ちに解消することを要望する。

2. 震災復興について

東日本大震災からの復興に向けて、2021年度から2025年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置づけ、これまでの効果を十分に検証し、予算執行を効率化するとともに、原発事故の対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。

3. 租税教育について

租税教育は、国民に必要な生涯教育の一つであることから、その対象者を中小高生はもとより大学生や社会人にも拡大させることも必要と考える。

4. マイナカード制度について

マイナンバー制度については、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し行政全般の適正処理と効率化及び国民の利便性の向上に資する一方で、手続の簡素化や個人情報保護に十分配慮すべきである。

また、2016年1月に制度を開始して7年目となるが、2022年4月時点でマイナンバーカードの普及率は全人口の43%に到達し、マイナポイント事業第2弾実施等により増えたものの、2022年度末までに全国民に普及させる政府目標達成は困難と見られる。政府はマイナンバーカード普及に向けて、2021年10月から健康保険証利用運用を開始し、今後も運転免許証との一体化やスマートフォンへの搭載等、さまざまな対策を実施するとしているが、その「マイナ保険証」は利用できる医療機関に限られ、医療現場でも積極的な利用申請がなされていないなど、目標とする「行政の効率化」「国民の利便性向上」および「公平・公正な社会の実現」は、国民が実感できる水準には至っていない。

デジタル社会の実現に向けて、先ずは国民の理解を得てマイナンバー制度を普及することが重要であり、個人情報保護やセキュリティ面には十分留意したうえで、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度の見直しを含め国民への理解を高めていくべきである。

大月税務署人事異動のお知らせ

令和4年7月10日

官 職 名	現 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 署	氏 名	異 動 先
署 長	佐藤 清	東京局調査第三部調査第 33 部門	林 英一	東京局調査第一部国際調査課
総 務 課 長	森田 政雄	東京局立川派遣納税者支援調整官	植山 和代	日本橋署 総務課長
管理運営・徴収統括官	井澤 隆広	(留任)		
個 1 統 括 官	松本 卓雄	(留任)		
個 2 統 括 官	桶作 聡	(留任)		
資産統括官	新井 秀宜	(留任)		
法 1 統 括 官	下倉 貴幸	渋谷署 法 6 統括官	山口 雄一	(麴町署 審理専門官法人)
法 2 統 括 官	天野 忠人	(留任)		
法 3 統 括 官	窪澤 昭博	八王子署 法 4 統括官	石橋 大介	渋谷署 法 14 統括官
法 1 総括上席	河合 孝幸	新宿署 法 3 上席	熊本 忠	青梅署 法 1 総括上席
法 1 審理上席	明石 裕也	神田署 法 7 調査官	木村 宏	退職

- 出身地
- 趣味
- モットー
- 犬の散歩
- 兵庫県神戸市
- 為せば成る



森田政雄 総務課長

- 出身地
- 趣味
- モットー
- ウォーキング
- 長野県佐久市
- 健康第一



佐藤清 署長

- 出身地
- 趣味
- モットー
- スポーツ
- 東京都杉並区
- 前向きに



明石裕也 審理担当

- 出身地
- 趣味
- モットー
- スポーツ観戦
- 東京都あきる野市
- 明るく正しく
- 誠意をもって



下倉貴幸 法人1統括

新任者プロフィール

前大月税務署長

林 英一



お別れの御挨拶

私はこの度定年を迎え、大月税務署長離任の運びとなりました。昨年7月の着任以来、1年間という短い期間ではありましたが、細田会長をはじめとして役員並びに会員の皆様方の税務行政に対するご支援とご協力を賜り、無事に職責を全うすることができました。誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

改めて、この一年間を振り返りますと、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、納税表彰式の中止、令和3年分確定申告に関する簡易な方法による申告・納付期限の延長などに加え、貴会におかれましても創立70周年記念式典が中止になるなど、様々な行事が大きな影響を受ける状況にありました。

そのような中でも、皆様には、

「消費税インボイス制度」に関する税務研修会の開催や、女性部会・青年部会が中心となった「小学生の税金絵画コンクール」、「小学生の税に関する絵はがきコンクール」並びに「高校生の税に関する標語」の事業の実施など、租税教育や租税啓蒙活動にお力添えをいただきました。実施には難しい判断もお有りだったと思いますが、これらの活動に取り組まれましたことにつきまして改めて深く感謝申し上げます。

願わくは、皆様と意見交換の機会を持ち、様々なお話をさせていただきたかったところではございますが、コロナ禍での感染リスクを考慮しますと、それが叶わないのも止むを得ない状況でありました。皆様の声をより良い税務行政に活かすためにも、こうした意見交換ができる日が一日も早く訪れることを心より願っております。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

短い間ではありましたが、本当にありがとうございました。

着任の御挨拶

大月税務署長

佐藤 清



初秋の候、公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で大月税務署長を拝命し、東京国税局調査第三部第33部門統括調査官から参りました佐藤でございます。前任の林同様、御懇情賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は、国税職員としての初めての人事異動で大月税務署法人課税部門に配属され、山梨県は私にとって大変思い出のある土地です。税務職員最後の一年を第74代の大月税務署長として再びこの土地で勤務できることとなり、当時と立場は変わったものの楽しい思い出と懐かしさに加え、大変光栄に思う気持ちと責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

細田会長をはじめ大月法人会会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、深い理解と多大なる御協力を賜り、厚

く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及活動を目的とした各種説明会・研修会を開催されるほか、納税道義の高揚のための活動として次世代を担う児童・生徒を対象に「租税教室」、小学生による「税金絵画コンクール」・「税に関する絵はがきコンクール」及び高校生による「税の標語募集」を開催されるとともに、地域に根ざした社会貢献活動などに熱心に取り組んでいただいております。これもひとえに、細田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様のご尽力の賜物であると、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、国税庁では「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」を公表し、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を進めております。具体的には、キャッシュレス納付を含む納税手段の多様化やe-TAXの利用促進に加え、令和4年1月からは税務調査で提出を求められた資料についてe-TAXで送信できるようになりました。さらに、経理の電子化による生産性及び記録水準の向上のため、令和3年度税制改正において電子帳簿保存法の改正が行われました。このように、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に

実現する」ため、納税者の皆様によりスムーズに申告や納税の手続きを行っていただけるよう、納税者サービスの充実に向けた施策を実施していくことが重要であると同時に、貴会の皆様の税務行政に対するご理解とご協力が不可欠であると考えておりますので、今後とも税務行政全般に對しまして、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、皆様御存知のように、令和5年10月から、消費税の適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。令和5年10月から適格請求書を発行するための適格請求書発行事業者登録申請の受付期限が令和5年の3月末に差し迫って参りました。本制度はこれまで消費税の申告を行ってこられた課税事業者の方々だけでなく、免税事業者の方々にも影響を及ぼす制度です。私共といたしましては、制度の円滑な実施に向けた積極的な周知・広報にこれまで以上に取り組んで参る所存ですが、貴会におかれましては、引き続き制度の周知・広報活動に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人大月法人会の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

大月税務署からのお知らせ

適格請求書発行事業者の皆様へ

- 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。



1

○ 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

○ 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。

- 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 ^(※1) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 ^(※1)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^(※2) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降の手続となります。

※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合

さらに詳しくお知りになりたい方へ

- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の各種情報をご覧ください。
- インボイス制度に関する一般的なご相談は「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）



（国税庁 法人番号7000012050002）

大月税務署からのお知らせ

インボイス説明会 開催日程一覧

開催日時		開催場所			定員	説明会等の名称等	留意事項	連絡先
年月日	時間	都道府県	市区町村	地番、建物名 部屋番号等				
R4.9.9	13:30～14:30	山梨県	上野原市	上野原 3832 上野原市もみじホール (2階会議室)	40名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 9月8日(木)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.9.9	15:30～16:30	山梨県	上野原市	上野原 3832 上野原市もみじホール (2階会議室)	40名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 9月8日(木)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.9.12	15:10～15:50	山梨県	都留市	田野倉222-1 大月法人会館	30名	インボイス制度説明会	【要事前申込】 9月9日(金)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.9.14	10:00～11:00	山梨県	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 (3階会議室)	25名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 9月13日(火)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.9.14	14:00～15:00	山梨県	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 (3階会議室)	25名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 9月13日(火)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.9.16	15:10～15:50	山梨県	都留市	田野倉222-1 大月法人会館	30名	インボイス制度説明会	【要事前申込】 9月15日(木)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.9.21	10:00～11:00	山梨県	富士吉田市	緑ヶ丘 2-5-23 富士吉田市市民会館 (小ホール)	135名	インボイス制度説明会 (課税事業者向け)	【要事前申込】 9月20日(火)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.9.21	14:00～16:00	山梨県	富士吉田市	緑ヶ丘 2-5-23 富士吉田市市民会館 (小ホール)	135名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方 向け)	【要事前申込】 9月20日(火)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.9.26	13:30～14:30	山梨県	南都留郡 富士河津町	船津 1700 富士河口湖町役場 (コンベンションホール)	40名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 9月22日(木)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.9.26	15:30～16:30	山梨県	南都留郡 富士河津町	船津 1700 富士河口湖町役場 (コンベンションホール)	40名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 9月22日(木)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.9.27	10:00～11:00	山梨県	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 3階大会議室	30名	インボイス制度説明会 (課税事業者向け)	【要事前申込】 9月26日(月)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.9.27	14:00～16:00	山梨県	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 3階大会議室	30名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方 向け)	【要事前申込】 9月26日(月)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.9.29	13:30～14:30	山梨県	富士吉田市	緑ヶ丘 2-5-23 富士吉田市市民会館 (3階会議室)	40名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 9月28日(水)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.9.29	15:30～16:30	山梨県	富士吉田市	緑ヶ丘 2-5-23 富士吉田市市民会館 (3階会議室)	40名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 9月28日(水)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.10.3	10:00～11:00	山梨県	大月市	御太刀 2-8-10 大月税務署 (3階会議室)	25名	登録申請相談会	【要事前申込】 9月30日(金)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 (0554-22-3151)
R4.10.3	14:00～15:00	山梨県	大月市	御太刀 2-8-10 大月税務署 (3階会議室)	25名	登録申請相談会	【要事前申込】 9月30日(金)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 (0554-22-3151)
R4.10.12	10:00～11:00	山梨県	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 (3階会議室)	25名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 10月11日(火)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.10.12	14:00～15:00	山梨県	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 (3階会議室)	25名	インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	【要事前申込】 10月11日(火)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153
R4.10.18	10:00～11:00	山梨県	上野原市	上野原 3832 上野原市もみじホール (多目的ホール)	150名	インボイス制度説明会 (課税事業者向け)	【要事前申込】 10月17日(月)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.10.18	14:00～16:00	山梨県	上野原市	上野原 3832 上野原市もみじホール (多目的ホール)	150名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方 向け)	【要事前申込】 10月17日(月)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.10.20	10:00～11:00	山梨県	大月市	御太刀 2-8-10 大月税務署 (3階会議室)	25名	登録申請相談会	【要事前申込】 10月19日(水)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 (0554-22-3151)
R4.10.20	14:00～15:00	山梨県	大月市	御太刀 2-8-10 大月税務署 (3階会議室)	25名	登録申請相談会	【要事前申込】 10月19日(水)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 (0554-22-3151)
R4.10.28	10:00～11:00	山梨県	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 3階大会議室	30名	インボイス制度説明会 (課税事業者向け)	【要事前申込】 10月27日(木)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155
R4.10.28	14:00～16:00	山梨県	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 3階大会議室	30名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方 向け)	【要事前申込】 10月27日(木)17時までにお電 話で申込をお願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155

大月税務署では、11月以降も定期的に説明会を開催しております。

11月以降の大月税務署が開催する説明会の開催予定やインボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の各種情報をご覧ください。

インボイス制度特設サイト



e-Tax 推進協議会からのお知らせ

納税証明書は、PDF ファイルでの受取が とても便利です！

お手持ちのパソコンから **e-Tax** を使って
請求から受取まで簡単な操作でできますので、
ぜひご利用ください！

- メリット その 1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！
- メリット その 2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます^(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。
- メリット その 3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



**1
STEP**

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web 版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



**2
STEP**

手数料の納付

e-Tax ソフト(Web 版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1 税目 × 1 年度 1 枚あたり 370 円です。



**3
STEP**

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDF ファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90 日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

健康情報

睡眠の見直しからはじめる 2 免疫力の高め方

第1章 免疫ってなに？ つづき

2) 免疫とは？

①物理的・化学的な防御とは？

この防御反応にプラスして異物排除のために工夫する行動（自己管理手段）には、例えば、

- ①手洗い、歯磨き、うがい、マスク着用など、細菌やウイルスの侵入リスクを下げる。
- ②乾燥した冬季には、鼻や喉を乾燥させないよう部屋の加湿をする（50～60%）。
- ③最近、胃腸の調子が気になるという人は胃腸の働きを整える。

このようなことも、自己管理対策の一つです。

②自然免疫と獲得免疫

免疫は自然免疫と獲得免疫の二つに分かれます。

表2 二つの生体防御反応

（出典：『マンガでわかる免疫学』河本宏著、オーム社）

自然免疫	毎回同じように起きる。	速いが弱い。
獲得免疫	2回目の感染時に強く起きる。	遅いが強い。

【自然免疫】

異物をその種類に関係なく非特異的に排除する仕組み→もともと生まれつき備わっている。

【獲得免疫】

異物（抗原）を非自己と認識し、その種類に応じて特異的に排除する仕組み（適応免疫ともいう）→あとから経験して身につく。

さらに、獲得免疫は二つに分かれます。
簡単にまとめると、

【細胞性免疫】

局所的に起こり、主にT細胞やマクロファージなどの細胞が中心になって抗原を直接排除する仕組み。

【体液性免疫】

主にB細胞と抗体が中心になって抗原を排除する仕組み。

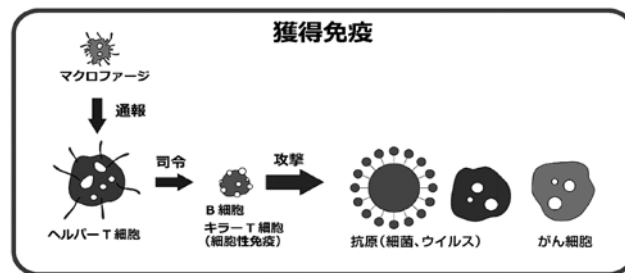
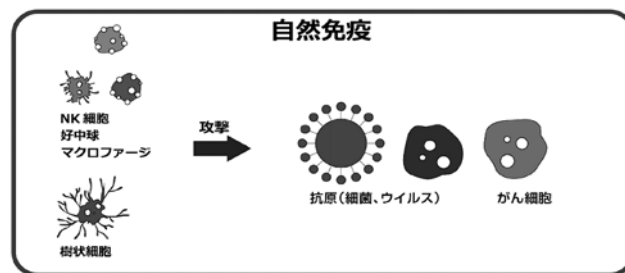


図1 免疫細胞システム

表3 大まかな働きと免疫細胞

（出典：『マンガでわかる免疫学』河本宏著、オーム社）

病原体を「食べる」	マクロファージ好中球	自然免疫	
感染細胞を「殺す」	T細胞 活性化マクロファージ	獲得免疫	細胞性免疫
「抗体」で撃退する	B細胞		体液性免疫

免疫の仕組みは三つに大きく分かります。

- ① 病原体を「食べる」。
- ② 感染細胞を「殺す」。
- ③ 「抗体」で撃退する。

簡単に流れを示すと、

- ①はじめてウイルスAの攻撃を受ける。
- ②まずは素早く直接食べにいく（自然免疫）。
- ③獲得免疫が働く。感染細胞を殺す（特異的な抗体ができるまでには数日かかる）。
- ④2度目のウイルスAの攻撃を受ける。
- ⑤自然免疫系は1度目同様に素早く反応。
- ⑥獲得免疫系は記憶をもとに、素早くかつ大量の細胞と抗体で撃退する。



神社めぐり

第52回

天神社 (旧指定村社)

鎮座地 南都留郡山中湖村平野一八七七

御祭神 素戔鳴尊 菅原道真朝臣

例祭日 七月十五日

宮司 長田敏貴

総代長 長田国良

境内地 二三、三九二坪九

氏子戸数 二〇〇戸

崇敬者数 五三〇人

由緒沿革

平野天神社は往古より武勇の祖神、五穀の神、産業の神、厄除追儼の神として、又学問の神、文化医療の神として代々伝承せられ、人々の生活のよりどころ心のふるさとなつて脈々と受け継がれ今日に至っている。起源は平安末期第六十六代一条天皇永祚元年（九八九年）で、山中湖村の由緒ある古い氏神様である。





石割神社

鎮座地 南都留郡山中湖村平野一九七九

御祭神 天手力男命

例祭日 四月九日

宮司 長田敏貴

総代長 長田良貞

境内地 一一〇坪

氏子戸数 二〇〇戸

崇敬者数 五〇〇人

由緒沿革

石割神社は石割山の中腹に鎮座します
神社で、昔からの言ひ伝へは天の岩戸で
大岩石が石の字形に割れ、高さ二丈もある



真中を巾二尺余り鋭い刃物で切り下した様
に開けその合間を三回くぐり通ることによ
り開運が生れると云はれて神通力をいただ
く、又その割れ目から滴り落ちる水は眼病
や皮膚病にきき、砂は浴用にもちあられる。



HIGHLAND RESORT
HOTEL & SPA

ハイランドリゾートホテル&スパ

住所

〒403-0017 山梨県富士吉田市新西原 5-6-1

TEL 0555-21-5113

URL <https://wedding.highlandresort.co.jp/>